

高知県きのこの生産資材導入支援事業実施要領

第1 趣旨

きのこの生産資材導入支援(以下「本事業」という。)の取扱いについては、高知県きのこの生産資材高騰緊急対策事業費補助金交付要綱(以下「県要綱」という。)に定めるほか、この要領に基づき適正に実施するものとする。

第2 補助対象事業

1 事業の内容

生産資材の国産化及びコスト低減(以下「コスト低減等」という。)に取り組むきのこ生産者に対して、次期生産に必要な生産資材の導入費の一部に対する補助金の交付等を行うことを通じて、現下の生産資材高騰において来期以降も経営を継続できるようにするとともに、経営の体質強化を図る。

2 事業実施主体

次の(1)又は(2)を満たす者とする。

(1)自らきのこ生産を行う市町村、森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び民間事業者(中小企業基本法第2条第1項第1号に該当する者に限る。以下同じ。)であってきのこの販売収入が事業収入の過半を占める者(以下「取組実施者」という。)

(2)取組実施者を取りまとめる市町村、森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び民間事業者(以下「取りまとめ者」という。)

3 補助対象となる生産資材の範囲

菌床、種菌、培地基材(おが粉、コーンコブミール等)、栄養体(米ぬか、小麦ふすま等)、薬剤、栽培袋、栽培ビン、その他きのこ生産に不可欠な資材

4 補助金の算定

算定額は、県要綱別表第1で定める定額の補助単価に事業実施主体の次期生産量を乗じて算出するものとする。

補助金の額＝定額の補助単価×次期生産量

なお、事業実施主体が取りまとめ者である場合の次期生産量は、取組実施者の次期生産量の合計とする。

5 次期生産量の算定の仕方

4で定める補助金の算定に用いる次期生産量は、

(1)令和6年度又は令和6年の生産量

(2)取組実施者における令和3年度から令和5年度まで又は令和3年から令和5年までの年間平均生産量

のいずれか低いものとする。

なお、(1)＞(2)の場合であって、複数の品目を生産している場合、品目毎の生産量に(2)/(1)を乗じて補正する。

ただし、(2)において、令和3年度から令和5年度まで又は令和3年から令和5年までの間に、生産量が災害その他やむを得ない事由により前年より3割以上減少した年又は

きのこ生産を開始した年がある場合は、当該年を除いて年間平均生産量を算出することができる。また、令和5年度又は令和5年に生産を開始するなど、年間平均生産量が算出できない場合は（１）を次期生産量とする。

第3 事業計画の策定等

1 事業計画の策定

（１）取組実施者が単独で提出する場合

取組実施者は、様式第1－1号の別添に定めるきのこの生産資材導入支援取組計画書（以下「取組計画書」という。）、様式第2号に定めるきのこ生産コスト低減等実施計画書（チェックシート）（以下「実施計画書」という。）及び様式第6号に定める「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（林業事業体向け）」又は「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（自治体・民間事業者向け）」を作成し、所管の林業事務所（嶺北地域にあつては、嶺北林業振興事務所。以下「林業事務所」という。）を経由して知事に提出するものとする。

（２）取りまとめ者が提出する場合

事業実施主体が取りまとめ者である場合は、取組計画書を作成する際に、各取組実施者が作成する実施計画書が適正であることを確認した上で、様式第1－2号に定める取組実施者名簿を添えて、所管の林業事務所を経由して知事に提出するものとする。

2 事業計画の変更

取組実施者は、県要綱第6条に定める変更が生じた場合には、1に準じて変更の手続を行うものとする。

第4 計画の決定

1 計画のヒアリング

林業事務所長（嶺北地域にあつては、嶺北林業振興事務所長。以下「所長」という。）は、実施計画書及び取組計画書（以下「計画書等」という。）の提出があつた場合は、事業計画のヒアリング等を行うものとする。

2 計画の審査

所長は、1の規定によるヒアリング等を行った計画書等について、木材産業振興課長に様式第3号により副申するものとし、副申に当たっては、ヒアリング時に徴収した資料の全部を併せて提出するものとする。

3 計画の採択

木材産業振興課長は、所長から提出があつた副申を確認し、補助金を受けることが適当と認められるときは、採択を決定し、所長に通知するものとする。

4 採択等の通知

事業計画の採択又は不採択の通知を受けた林業事務所長は、補助事業者にその内容を通知するものとする。

第5 事業の評価等

1 報告書の作成

(1) 取組実施者が単独で作成する場合

取組実施者は、様式第4号に定める取組実施状況報告書（以下「実施状況報告書」という。）及び様式第5号に定めるきのこ生産コスト低減等実施報告書(チェックシート)（以下「実施報告書」という。）を作成すること。

(2) 取りまとめ者が作成する場合

事業実施主体が取りまとめ者である場合は、各取組実施者が作成する実施報告書をもとに、実施状況報告書を作成すること。

2 提出期限等

令和8年5月末までに所管の林業事務所を経由して知事に提出する。提出を受けた林業事務所は、その内容が正しく報告されているか現地確認を行うものとする。

第6 実績報告

県要綱第7条による実績報告を提出する際は、きのこの生産資材導入支援取組実績報告書(様式第1-1号の別添を実績報告書としたもの及び様式第1-2号をいう。)を作成のうえ、添付するものとする。

第7 証拠書類の保存

事業実施主体は、以下に掲げる書類を作成又は収集し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、知事から求めがあった場合には、その書類又はその写しを提出しなければならない。

(1) 実施計画書の取組を実施したことが確認できる書類(作業日誌等)

(2) 取組実施者のきのこの販売収入が事業収入の過半を占めることを証する書類、次期生産量の算出根拠となる資料(出荷伝票等)、経営費に占める燃油費の割合を証する書類

第8 補助金の返還

県要綱第8条に定める補助金の返還については、以下に掲げる基準により、当該補助金の返還を求めるものとする。

(1) 交付要件を満たさないことが確認された場合には、交付された補助金のうち、要件を満たさないことが確認された経費の返還を求めるものとする。

(2) 虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合には、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(3) 取組実施者の令和7年度又は令和7年の生産量かつ生産額が前年に比べて3割以上減少した場合には、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(4) (1)から(3)までの返還については、自然災害等の取組実施者の責めに帰することができない事由により、実施計画書に定められた取組が行われなかったこと又は取組実施者の令和7年度若しくは令和7年の生産量かつ生産額が前年に比べて3割以上減少したことが確認できる場合には、その対象としないことができるものとする。

第9 委任

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項については、知事が別に

定める。